

令和3年9月6日(月曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	中島一郎	2番	池内弘道	3番	浅野修一
4番	宮川徳光	5番	濱村美香	6番	山本久夫
7番	矢野依伸	8番	矢野昭三	9番	山崎正男
10番	吉尾昌樹	11番	宮地葉子	12番	小永正裕
13番	澳本哲也	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	松田春喜
総務課長	土居雄人	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	川村雅志
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西和彦
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之
教育次長	橋田麻紀	監査委員	酒井益利

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山本陽美

令和3年9月第19回黒潮町議会定例会

議事日程第2号

令和3年9月6日 9時00分 開議

日程第1 議案第19号から第39号まで

(質疑・委員会付託)

議 事 の 経 過

令和3年9月6日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、議案第19号、令和2年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第39号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の策定についてまでを一括議題とします。

これから質疑を行います。

初めに、議案第19号、令和2年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

本案についての質疑は分割して行いますが、決算書に添付しております業務執行報告書について質疑のある方は、この分割質疑の中で併せて質疑を行ってください。

初めに、歳入全部についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳入全部の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2款の質疑はありませんか。

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

この情報の予算の75ページですが、構いませんね。

ちょっと以下2款についてはね、1節をあと3つくらいと流用がありますので、そのつもりでよろしくをお願いします。

この報酬の、75ページの1節報酬のその他委員等報酬がありますが、1万7,100円とあります。

これは委員長と委員長じゃない方というしゃるんじゃないけど、その中身はどういう形で支払いされていますかね。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

おはようございます。

それでは矢野議員の質問にお答えします。

この支払い方法につきましては、その他の委員報酬ということで、情報公開・個人情報保護審査会委員というものについては、本来、黒潮町特別職の職員で非常勤の者の報酬の費用弁償に係る条例、これに基づいて支払っているものですが、ここに定められている、一番下の欄にあります、法令または条例により設けられた附属機関、その他これに類する機関の委員ということで、日額5,700円、3名ですので、1回実施しておりますのでこの3名の3倍、1万7,100円というものが支払われております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

委員とあるけれど、委員長はだからどういう形でされようわけ。

この条例の中には、情報公開条例、委員を5人以内とし、この規則をちょっとよう見てなかったけど、その分のこの規則では、審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。会長は会合を整理する。審査会を代表するとある。その人が、同じ報酬ですかね。

事の重大性から考えて、ちょっと考えられん。どういう考え方ですかこれ。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

お答えします。

この委員5名につきましては、一部町の職員が含まれております。委員について、その委員長も町の職員になっております。

従って、委員長の報酬はこの際払っておらず、いわゆる町の職員じゃない3名に報酬を支払っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

3回目です。

8 番（矢野昭三君）

そのね、まあ町の職員がその委員になっちゃうじゃいうことは今初めて聞いたがやけど。

そもそもこの、決算じゃからね、決算じゃったらちょっとはねられるか分からんけど、町がやることについて不満がある、そのことに対して情報公開でやってきゆうわけよ。町の職員がその中で委員で入って親分になって何になるが。町をわやにしちゃあせん。

それから、このね、この条例の作り方そのものに問題あるがやけど、委員長には本来払わないかんがよ。ところが、これにない。作っちゃらん。それはね、提案は町長がやったもん。議会はこれを認めたもん。だけど、ここに言うところの委員長がない。ないものは執行できない。そのね、ちょっとこの答弁、今のおかしいですよ。

そこらあたりをね、どういう形でやっていくのか、まあ一回答弁してください。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

ご質問にお答えします。

この情報公開・個人情報保護審査会というものの認定の仕方は、この情報公開および個人情報に精通した有識者の中から5名以内で選定するようになっております。

その中に、有識者として考えられる町の職員というものを今回選定して5人決めているわけですが、その中のたまたま委員長というものが町の職員ということで決まっております。

ここに、この条例の中には、もう一定の期間の委員のみ報酬を記載して定めて、それ以外の職員という

ことについては基本的には5,700円。要するに、この条例にはこの個人情報公開・個人情報保護審査会の条項は定めておりませんので、従って、委員長またはそれ以外の委員というものに差額がついてないということになります。

以上です。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（矢野昭三議員とのやりとりあり）

暫時休憩します。

休 憩 9時 09分

再 開 9時 11分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

ほかに、2款について質疑はありませんか。

中島君。

1番（中島一郎君）

おはようございます。

それでは、2件についてお聞きを致します。

ページ、82ページ、83ページの216の24、積立金。私のは不用額について質問していきますので、お願い致します。

この一番最初のところに、1億2,597万9,041円の積立金の不用額が出ております。それで、決算の審査意見書、すいません、ちょっと飛びますけれども、意見書の15ページ、歳出のところに、4行目のところに、不用額は5.9となっているが、そのうちのふるさと納税基金積立金については予算の二重計上を避けるため、実際の積立金可能のみを積み立ててうんぬんということで、不用額は6億5,761万8,000円の4.9パーセントと。だから、3から5パーセント以内に収まっているから許容範囲ですよというような形になっているんですが、ほんとはこの5.9パーセントながですね。

この予算の、この二重計上を避けるためという、このことについて説明をお願いしたい。

そしてですね、2問目と致しまして、ページ、84ページから85ページ、決算書ですね。その81の企画費。これの12の委託料、それから14の工事費。これは予算の備考に書かれてるように、定住促進住宅等の繰越明許の事業ですね。これで、委託料の方が合計で616万円程度、そして工事費の方が3,655万5,000円程度となっているんですが、この繰越明許に対する不用額が約9,500万円程度になっていると思うんですね。

そこらあたりの説明をお願い致します。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは、ふるさと納税の基金の積立の二重計上についてご説明を致します。

ふるさと寄附金が全額入ってきた分を全額を積み立てて、それを繰り入れてどこかに財源充当をするというのではなくて、ふるさと納税が入った分をそのまま財源充当をして、財源充当をしなかったものを積み立てるという意味で、二重計上を避けるという意味になります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは中島議員の、定住促進住宅の不用額のことについてご説明を致します。

定住促進住宅は繰越業務で、予算で行っております。昨年度におきましては、委託料におきましては15件分の予算を繰り越しておりました。

定住促進住宅は空き家関係を調査しまして、その所有者と契約をした後に、耐震改修関係の委託業務を発注しております。

そして工事につきましては、その委託業務の設計に基づいて工事を発注し、改修をしているところです。

委託業務につきましては、議員おっしゃるとおり5件分、備考の欄に書かさせていただいている件数を委託しております。

実際、年間で対応している、聞き取りをしたり所有者とお話をさせていただいているのが十数件。そのうち、やはり予算がオーバーするとか、定住については小規模であるとか、住宅が。所有者のオーケーが出なかった物件なんかもございました。それが約6件ほどございまして、実際契約できたのが5件ございました。

ということで、15件分の予算を計上し繰り越していたわけですがけれども、残り10件分ほどについて契約が成り立たず、不用となったものです。

工事請負費におきましては、昨年度、老朽住宅除去事業がかなり多くの件数が挙がりまして、1件当たりの予算を配当買いをさせていただいて、14件分の工事分を繰越明許をしておりました。

4件の工事を行っているところなんですけれども、この4件中3件におきましては、令和元年度に設計を行ったものを令和2年度に工事に入っているところです。

この中では、下田の口の2につきましては年度当初に設計が終わりましたので、2年度中に工事も完成し、4件中1件が同年度の設計、工事ということになっております。

これにつきましても設計が終わった段階での工事になりますので、残りの分について不用額として、この8,934万4,100円につきましては全て定住促進住宅の繰越予算の不用額となっております。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島一郎君。

1番（中島一郎君）

先ほど副町長の方からその説明いただいたがですけれども、こういう形にならないような形はできないわけですか。

それともう一つは、今の住居促進の住宅の方ですけれども。

これ、繰り越しの段階で、多分1月か3月の補正に持ってくるわけですから、この10件ぐらい要望があって、実質は5件やったという理屈ですよ。これ、あまりにもこの計画性が乏しいがやないろうかと思うがですけれども。

あるものを繰り越しするときには、その積算根拠ができて予算化していくわけですので、そこらあたりはうんと、ほかのところですけれど、私、結構そのところあたりは寛容になっちゃうがやないろうかと思うがですね。後でもまた、ほかの所で質問させてもらいますけれど。

これ、執行部だけの責任でなしに、繰越明許については私ども議員も議決事項でございますので、本来、

あの一覧表の中を事業種目別に私ども見て、その後予算が適当か。多ければ減らす、足らったら増やす。そういうことが可能ながですね。本来は。だから、そのへんをお互いがもうちっと、執行部の方から私どもにそういう参考資料を提供していただいて、私どももそのことを審査して議決していくような方法を、ぜひ採っていってほしい。

今回の、全体的に見て非常にこの不用額が大きいのは、この繰越明許のこの事業が私は影響していると思うがですね。

そのへんをもう一度、お互いが認識していかなければならない事項だと思って質問致しましたので、もう一度お願い致します。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは、基金の積立の二重計上について、再度お答えを致します。

今回の補正で挙げてます森林環境税も同じような形になってございまして、補助金また給付金なりが全額入った分を全額基金に積み立てるということをして、再度、繰入金で取り崩すということをするると二重に挙がってきて、予算の入の方が二重になって多くなるというところを避けるために、積み立てをせずに財源充当をした残りの分だけを積み立てるといような内容ですので、それは監査の方と話して、二重にならないようにということをやっておりますので、ご了解をいただきたいというように思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

定住促進住宅に関する再質問にお答え致します。

予算におきましては、これまで、先ほども答弁させてもらったように、年間15件分の委託、そして工事の予算を計上させてもらっておりました。

毎年繰越し予算で、その年度の執行をしているような状況でございます。これまで県への要望として、マックスとして15件分できるというようなところで予算を計上させてもらっていたところですが。しかし、年間15件ということになりますと、1カ月に1件ペースでやってもどこかで2件やらなければいけないというようなところが担当レベル、これは企画調整室の方が空き家の所有者との交渉等もやっていただいておりますので、企画調整室とまちづくり課が連携をしながら進めている業務なわけですけども。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 9時 24分

再 開 9時 25分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

失礼致しました。

実際、定住促進住宅15件分を昨年度執行していったわけですけども、なかなかその件数を実施できる

というようなことにもならず、今年度からは年間10件分の国、県への要望を行いまして、進めているところでは。

そういうところも、両室、課でまとめながら進めながら、今、今年度におきましては実行しているところでは。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに、2款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、5款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、8款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、9款の質疑はありませんか。

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

207 ページの備品購入費、これちょっとあまりにも大ざっぱなもので、業務報告見によってもなかなか分かりにくいところがありますが。

一つは、まず最初にですね、避難所用簡易ベット等105万4,000円。これ、業務報告では一式という書き方ですけど、どういうものですかねこれは。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

避難所に対して、現状でいくと、寝る環境としては今のところ毛布を基準に整備をしています。

その中で、一定コロナ環境といった状況の中で、そこを高齢者の方とか寝にくい状況があるといった

ところがございましたので、そちらに対して簡易ベッド等を整備したものでございます。

(矢野議員から「これはね、一式とは何ぞやいうて聞いちゅうがやきよ。

業務報告では一式いうて書いちゅうわけよ。一式とは何ぞやいうて。3回しかないがじゃき、こっちはちゃんとやってもらわな困る。」との発言あり)

議長 (小松孝年君)

暫時休憩します。

休 憩 9時 29分

再 開 9時 31分

議長 (小松孝年君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

情報防災課長。

情報防災課長 (徳廣誠司君)

矢野議員の質問にお答えしたいと思います。

現在、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど調べてお答えするように致します。

(矢野議員から「困るね。質疑やりゆうがきよ。議案が先出てきちゅうわけで」との発言あり)

議長 (小松孝年君)

明細のことやろう。その一式の。

暫時休憩します。

休 憩 9時 31分

再 開 9時 38分

議長 (小松孝年君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

情報防災課長。

情報防災課長 (徳廣誠司君)

矢野議員の質問にお答えしたいと思います。

入れた内容ですけども、多目的簡易ベッドが10台、折りたたみ簡易ベッドが38台、エアマット68個の内容となっています。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番 (矢野昭三君)

そのほかに、そればあ簡単なもんじゃったら後ほどという話にもならんように思うがやけど。

ここの浮津の避難所のこの備品から鞭、これはさっきの207ページですよ。同じ、さっきの所の上の方にありますが、この環境整備備品とありますね。これは何ですかね。

各それぞれの集落の名前が入ってますので必要なものであろうということは分かるけど、その中身ね。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (徳廣誠司君)

矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

この避難所環境整備というのは、避難所が浮津等も新たに避難所として指定したところでございます。

そうした所には避難所運営マニュアルを作って、その避難所運営マニュアルを作った所に対して避難所に必要なものを集落の中から挙げてもらい、それについて整備をしているところで、その集落によって簡易なトイレだったりとか、それぞれに必要な備品を整備しているものでございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

これは特定の地域の名前の地区でございまして、それ以外にもいっぱいあるわけよね。それぞれの地域が。そこへ対する、そういった備品類の充足率は 100 パーセントこれで整うたということになるがですか。

とにかく、これで終わったのか。中身はどういうもんか分からんけど、まあ地域が欲しいものであれば、それはそれでいいでしょう。ただ、ほかにもいっぱいあるんだから、そこが気になってこの中身を問うたわけですけど、もうこれでおしまいですかね。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

これまで避難所に関しては、それぞれの避難所を利用される方に協議を行いまして、今まで避難所運営マニュアルを作成して、それを基に、今言ったように、備品整備だったりとかその避難所の環境、まあスロープだったりとか、そんなものを順次整備しています。

今回やった所は、新たに指定された避難所に対してやっている所ですので、現状では全体の要望のあった避難所に関してはできているという状況でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに、9 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

中島君。

1 番（中島一郎君）

決算書 208 ページ、10、1、2 の 1 報酬、ここが予算額で 1,742 万 4,000 円あるんですが、それで、これで収入済額が 857 万 6,424 円。不用額が 884 万 7,576 円になってるんですね。

これ報酬ですので、ある程度この予算の算出の根拠いうのはできると思うんですが、予算に対して不用額が 50 パーセントくらいになってるんですね。その理由と。

そして、次のページの 210、211 ページ、これは 12 の委託料です。この中に、令和元年度の繰越明許費補正で、GIGA スクール事業で 9,449 万 6,000 円繰り越しされております。

この 211 ページの下から 4 行目に、GIGA スクール整備業務を委託繰越明許 4,728 万 9,000 円という金額が支出されております。このうち不用額が 4,999 万 6,000 円くらいになってるんですが、多分、この GIGA スクールの分の大半がここで不用額を示していると思います。その説明と。

そして、この GIGA スクールの整備業務委託 4,728 万 9,000 円についてですが、業務報告の 357 ページに一番下の欄に表がありますが、これ、この事業費は 4,686 万円になってるんですね。この繰越明許の金額とちょっと異なるわけですが、42 万 9,000 円。その説明と。

お願い致します。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは中島議員のご質問にお答え致します。

まず、ページ209 ページの報酬の所の不用額についてでございます。

これにつきましては、外国語指導助手のALTですね。それと、国際交流員 CIR の分です。

コロナの関係がございまして、外国語指導助手の方が1名、急きょ帰国をされました。それによりまして、その後の補充が十分できなかったということがありまして、その残金として681万1,000円が不用となっております。

それから、国際交流員 CIR につきましても、同じく7月に帰国されまして、その後の補充がコロナの関係でできないという状況がありまして、そこで237万円2,000円が不用ということになっております。

ここの不用額の主なものは、それでございます。

あと、それから続きまして、GIGA スクールの整備事業委託繰越の部分につきまして、ここの211ページになりますが委託料4,996万6,000円が不用額という形で出ておりますが、議員のおっしゃるとおり、その主なものはGIGA スクールの整備事業費の委託料の残金でございます。

その残金の理由と致しまして、なぜこの不用額が生じたかと申しますと、当初、この設計の中では、各学校にファイルサーバーといたしまして、それぞれの所で、それぞれの学校でこの機会を置いて管理をするようにしておりました。しかしながら、その後の国とか県からの説明とか、それから他市町村との意見交流を行いますと、全国的にそういうファイルサーバーは置かずに、グーグルの方のデータ保管のその処理をするシステムを利用しまして、いわゆるクラウドというものを利用して、そこにデータを保管して取り出してくるという方法が一番セキュリティー的ではないかということに切り替えまして、それでサーバーの設置が各学校に不要になりました。そのことによる工事の変更によりまして、この金額が不要となって残ったものなのでございます。

それと、業務報告書357ページの、ここに書いております4,686万円の部分と、ここの繰越金の差があるということでございますが。こちらにつきましては、この業務報告書にその情報通信ネットワーク、各学校にWi-Fiのポイントを置いたり、それに線を引いたりという形の部分の金額が、この4,686万円でございます。

そのほかに、GIGA スクールのそれぞれのデジタル教科書というものを利用しますが、そのデジタル教科書が非常にデータが大きいために、それをファイルサーバーを1つだけ置かないかんことになりました。

それで、各学校には置かずに1カ所にだけ、そのデジタル教科書のファイルを置くためのサーバーを置きました。そのためのシステムを作るために42万9,000円がこれにはまっております。

従いまして、4,686万円と42万9,000円の合計致しまして、4,728万9,000円が繰り越しという金額になります。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

最初の報酬の方ですけど、国際交流員と外国語指導助手がコロナの関係で帰国せないかんという話があっ

て、681万1,000円と227万、約900万程度あれしちゅうがですけど。

これ、いつからその帰国せないかんということが分かっておれば、3月の補正までに予算調整できるがやないですか。それができなかったのか。その、言えば一番この報酬なんかは予算の調整がしよいとこながやけど。それが一つ。

そして、次のページのこのGIGAスクールの関係ですけど。これ、私どもにですぞね、この繰越明許のがはちゃんと内訳を業務報告へ書いてもらわないかん。42万9,000円の方も、それを。そこはちゃんとしてもろうちよかん整合性がない。それ、どこかへ出ちょうかも分からんですけど、ちょっと私よう見ませんので。

ほんじゃけん、もうちっとこの繰越明許という言葉重要視して予算執行してもらいたいと思います。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは中島議員のご質問にお答え致します。

このALT等につきまして、帰国するのが分かっておったら切ることができたのじゃないかということですが。実は急きよ、そのALTの政府の方からコロナの関係の部分で、今帰国しなければ帰国する時がなくなる。それでもいいのかというような文書が届きまして、それを頂きましたので、ALTが急きよ帰りたいというふうな形の部分の要望がございました。

そのために、4月以降に急に発生した事案でございましたので、3月の補正とか、それからそのほかの補正で切ることができませんでした。

その後、コロナの関係がいろいろ変わりがして、一時ALTを保留できるかもしれないという形の部分でございましたので、この予算を途中で切ることができずにこのような不用額を出してしまったことになっております。

あと、それからもう一つ、業務報告への記載につきましてでございます。先ほど申しました42万9,000円につきましては、申し訳ございません、こちらに記載をしております。不確かな業務報告を作成して、誠に申し訳ないと思っております。

以後、こういうようなことないように、正確な業務報告作成を努めてまいります。

議長（小松孝年君）

ほかに、10款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、11款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、12款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、13款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで歳出の質疑を終わります。

次に、決算書 507 ページからの、財産に関する調書についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

その他、参考調書についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 19 号の質疑を終わります。

次に、議案第 20 号、令和 2 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 20 号の質疑を終わります。

次に、議案第 21 号、令和 2 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 21 号の質疑を終わります。

次に、議案第 22 号、令和 2 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 22 号の質疑を終わります。

次に、議案第 23 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 23 号の質疑を終わります。

次に、議案第 24 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 24 号の質疑を終わります。

次に、議案第 25 号、令和 2 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 25 号の質疑を終わります。

次に、議案第 26 号、令和 2 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑は

ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号、令和2年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号、令和2年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号、令和2年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号、令和2年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号、令和2年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号、黒潮町過疎地域自立促進事業基金条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第34号の質疑を終わります。

次の、議案第35号、令和3年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。

初めに、第1表歳入歳出予算補正についての質疑を行います。

初めに、歳入全部についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入全部の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2款の質疑はありませんか。

澳本君。

13番(澳本哲也君)

歳出の2款の補助金の方です。コロナ関係の補助金の方ですが、地場産品送料支援事業ということになっております。300万。

やることはすごいいいことです。生産者の支援ということでやってくれるがはいいいのですけども、道の駅2カ所のみということですが、やっぱこれで公平性があるのか、ちょっと疑問に思います。確かに、事業者はいっぱい集まると。生産者がいっぱい集まる、登録しているということで本当にいいことなすが、一生懸命個人の所でも頑張っている所はいっぱいあります。

これを、どうにか登録制度でできないかということと。

もう一点、6カ月というキャンペーンはあまりにも長過ぎるのではないかと、ということです。

それと、もうまとめて言いますけども、もう一点です。このコロナの中、県外のお客さんにこれを多分主になると思うんですけども、このコロナ禍これをやるべきか、ちょっと疑問に思うんですが。

どうでしょうか。

議長(小松孝年君)

産業推進室長。

産業推進室長(門田政史君)

それでは澳本議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、おっしゃるように道の駅をモデルケースとしてこの制度を組み立てておりますけれども、おっしゃるようにそのマイカーを移動する観光客、そこをターゲットにしておりまして、現在の状況によりまして、遠くからのお客さんというよりは、比較的近距离を観光するマイカー移動が主流となると考えております。

そういったことで、道の駅をモデルケースとして、まず取り組んでみたいと考えております。

そして、効果が出ましたら、交付金の動向を見ながらということになりますけれども、次年度には店舗を増やしていきたいというふうに考えております。

それと、6カ月の期間につきましてですけれども、この議会でお認めいただいたらということになりますけれども、支援をする機関としては生産者にできるだけ支援ということを考えますと、この期間が適当ではないかと考えておるところでございます。

それと、現在のコロナ禍においてこういう支援が必要かということでございますけれども、それぞれ各

県、県内外の移動の抑制とか、そういったことの指導もありますけれども、実際にお客さんが動いておるのであればそこへの生産者の支援、それができれば良いと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

確かに県外のお客さん、結構来ております。

それでもね、その中でも、やっぱ緊急事態宣言が出ている県、府からのお客さんがすごい多いです。住民からですね、また来ちようぞとか結構言われるんですけども。

もうちょっとずらして、今じゃなしに、もうちょっと向こうにずらしてこれができないかなと思うんですが。

どうでしょう。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

時期のことはございますけれども、できましたら、生産者の支援という立場から考えますとこの議会でお認めいただければ、その後に始めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに、2 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、8 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

21 ページです。教育費の保健体育総務費、修繕料ですが 142 万出ております。

確認ですけど、一つは、副町長から説明あったときに伊田と湊川と言われましたが、この伊田っていう

のは旧伊田小学校の体育館でよろしいのでしょうか。

まず、それをお聞きします。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地議員のご質問にお答え致します。

宮地議員の仰せのとおり、これは旧伊田小学校の体育館のトイレの修理でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

その旧伊田小の体育館のトイレですが、これは何基修繕してくれるのか。

それと、洋式はどういうふうになるのか、それをお聞きしたいのと。

それから、上川口小学校の体育館のトイレもかなり古くて、水洗トイレじゃなくて、子どもたちに大変使いづらかったと思うんですけど。

これは、この予算の中に含まれてないということではないのでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地議員のご質問にお答え致します。

この伊田のふれあいセンターのトイレの修理につきましては、まず、屋外の男子トイレ、体育館の外です。外側から入れるトイレの、小便器の詰まりを修繕をします。

それから、体育館の中の男子トイレの小便器の修理をさせていただきます。

それから、体育館の中の男子トイレです。その、和式になってますが、それを洋式に取り替えます。

それから、屋内の体育館の中の女子のトイレの方につきましても、これを和式の便器から洋式の便器に交換致します。

それから、この 142 万円の修繕料の中には、ご推察のとおり上川口小学校の体育館のトイレの改修工事は含まれておりません。これにつきましては、6 月の定例議会におきましてお答え致しましたように、ここ 1 カ所だけを直すのではなくてトータル的に、教育委員会が管理する学校のバリアフリー化を進めてまいりたいと思っていますので、その中で事業を実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

すいません、もう一つ確認ですけど。

トイレは洋式になるということでありがたいんですが、女子トイレは 2 つあったんですけど 2 つとも全部直って、その洋式になるのでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

お答えさせていただきます。

それがですね、あそこのスペースが非常に狭くて、2 つを洋式にするスペースになると、なかなか入って動くことができない状況になります。

従いまして、大きなスペース致しましてできるだけ皆さんが動きができるように2つあるのを1つにしまして、なおかつ、周りの仕切り、パーテーションと申しますが、そのパーテーションにつきましても若干前に出した形の部分の改良をしたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出全部の質疑を終わります。

これで、第1表の質疑を終わります。

次に、第2表地方債補正の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第2表の質疑を終わります。

これで、議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号、令和3年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号、令和3年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第38号、馬荷辺地に係る総合整備計画の策定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案第39号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の策定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第39号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今、議題となっております議案第19号から議案第39号までは、お手元にお配りをしております委員会付託表のとおり、それぞれ所管する常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 10時 09分